



Title	ロッキの自然法をめぐって：行爲と言葉 一
Author(s)	田中, 享英
Citation	北海道大學文學部紀要, 32(1), 37-66
Issue Date	1983-11-05
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33475
Type	bulletin (article)
File Information	32(1)_PR37-66.pdf



[Instructions for use](#)

ロックの自然法をめぐる

——行為と言葉 序説——

田 中 享 英

一 行為と言葉

小論が最後に目ざすところは、行為と言葉の関係を明らかにすることにある。行為とは人間だけがなすものであると考えられている。その理由は人間だけが言葉を持つからである、というのが私の予想である。言いかえれば、言葉なしに行為は存在しない。そして言葉を抜きにしては行為は捉えられない。しかし、このことは初めから明白なことではない。それを解明し、証明しようというのが、私の遙かな目標である。

ところで、行為が言葉によって成立している（言葉だけによってではないけれども）とすると、行為はそれ自体として初めから、われわれの所有する他の言葉との関係のうちに組み込まれていると考えられる。たとえば、「盗む」という行為を人々は「悪い」ことであるとして非難するが、ここでは盗むという行為が成立すると同時に、それが悪いという評価が論理的に（すなわち言葉の用法によって）成立していると考えられる。そしてもしそう考えられるとすれば、少

くともある種の行為についてはある種の評価が論理的に帰結することになる。

行為とその善し悪しについてのこのような関係を整理して記述するのが倫理学の仕事である。したがって、行為と言葉の関係についての研究は倫理学に関わる研究の一部分である。

人間の行為ばかりではなく、ありとあらゆる事実が言葉によって成り立っているという考えもありうる。しかし、すべての言葉がすべての言葉と論理的な関係をもつことを示すのは、だれかほとんど神にひとしい者によってでなければ不可能であろう。行為が言葉によって成り立っていることを示し、行為と善悪の関係を明らかにする仕事は、それに比べればまだ望みがある。とは言え、ここにもいくつもの難問が控えている。

たとえば、「物を運ぶ」という行為は必ずしも「盗む」ことを意味しないし、必ずしも「悪い」わけではないではないか、といった疑問にはどう答えたらよいだろうか。またこの疑問は、一般的に言えば、行為の事実だけから行為の善悪を導き出すことへの批判と見られるが、そうするともう一つのこれによく似た批判である「自然主義の誤謬」論にも答えなければならぬだろう。われわれの目ざす倫理学は、行為の事実と善悪を論理的に結びつけようとする点で、自然主義と見なされる要素を含んでいるからである。

しかし他面では、われわれの倫理学は義務主義とも見なされうる。行為とその善悪を論理的に連関したものと考えるとき、それらはいわば一つの法体系となり、それだけで完結した義務体系となるからである。こうしてわれわれは、こういった義務主義一般に向けられる疑問にも答えなければならなくなる。曰く、そのような義務体系全体はなぜ善いとされるのか、だれがそれを規範として定めるのか、その体系は固定し硬直したものにならないか。われわれの目ざす倫理学は、こういった多くの難問を切り抜けてゆく作業を通してのみ、自らの姿を現わすはずである。

ところで私はこの作業を、まづ一つのやや特殊ではあるが具体的なかたちで、すなわち十七世紀の英国の哲学者ジョン・ロックの自然法の考えを吟味することから始めようと思う。

この試みは上述の目標に対して唐突とも見えるが、実は関係が深い。なぜなら、われわれの探究する言葉の体系はいわば一つの法体系だからである。言葉の体系も法の体系も、それぞれの国におけるそれぞれの時代の、あるいは幾世代にもわたる、人々の営みと知恵の所産である。そして、言葉が無ければ行為が成立しないというわれわれの主張に対応して、法が無ければ行為が成立しないという事態も、限られた行為についてはあるけれども、存在する。たとえば、「左側通行」のように。

さらにまた、特に自然法の問題は、実定法の根拠に関わり、したがって道徳や倫理およびその根拠にも関連する。そしてここから、行為の善悪の基準となる法や道徳の根拠は自然法のような何らかの法ないしは義務に行きつくのか、あるいはそれさえもさらに快樂とか幸福といった何か人間の自然的事実と考えられているものによって根拠づけられるのか、という既述の問題に関わってくる。

二 ロックの自然法

ロックの自然法（および神の法）は今日ではあまり評判の良い考えではない。かれの哲学が穩健ではあるが不徹底であるとか、あるいは通俗的であると言われる理由の一つはこの思想にある。この思想ゆえにロックは經驗論者になりきれず合理論者にとどまったと批判され、これに対して、自然法を否定して功利主義に徹したヒュームが称揚される。

しかし思想の一方的徹底化は往々にして単純化に終る。ロックの自然法はたしかに大きな難問を含むが、それはむしろ真の問題の所在を示している。ロックの哲学的センスがかれをそこに踏み止まらせたとは私は考える。以下はその弁明でもある。

ジョン・ロックは今日の民主主義政治の確立に貢献した政治思想家として知られているが、かれの自然法論の意義もまづその連関の中で理解するのが正当であろう。すなわち、ロックが自然法の存在を説いたのは、なによりもまづ現在の政治権力と国法の絶対性を否定し相対性を主張するためであった。

かれはその著『統治論』において、その時々々の政治権力に対する国民の抵抗権と革命権を主張し、これを自然法によって根拠づける。かれによれば、政治権力や国法は個人に対して社会から加えられる拘束であるが、それは元来社会を構成する人々の合意によって成立したものである。それ以前の「自然の状態」においては、人々は完全に自由で平等であった。だがそれは放縦の状態ではなく、「自然の法」によって支配されていた。この法によって人はすべて自分の生命と自由と財産を保全する権利を平等に与えられており、この法の違反者を罰する権利も各人の手に委ねられていた。

ところが、この自然の状態においては、それらの権利の享受はきわめて不安定かつ不確実で、絶えず他からの侵害の危険と恐怖にさらされる。なぜならそこには紛争解決の基準として実定された法律が無く、公平と認められた裁判官が居らず、また判決を執行するに足る力がない。そこで人々は各自の所有物をより確実に保全するために、各自が自然の状態において所有していた自由を部分的に放棄し、共同社会に立法と行政と処罰の権利を譲渡することに、自発的に同意する。ここに自然社会とは異った市民社会ないしは国家が形成され、これに政治権力が賦与されることになったのである。

国家の立法機関はこのような契約に基いて成立したものであるから、その機能がたとえば一君主の恣意によって損われるとき、政治社会そのものが意味を失う。したがって、国民がこれに抵抗し本来の立法機能を回復する権利は、自然法によって与えられている。政治社会そのものもともと自然の権利を保全する目的で成立したものに他ならないからである。

ほぼ以上のような立論によってロックは君主政治の絶対性を否定し、民主政治に思想的根拠を与えたが、かれのこの議論はもっと形式的に言えば、すでに述べたように、国法と自然法を分離しそれによって国法に根拠を与えると同時に国法の権威を相対化したものと見ることができる。

もっともこの図式の主要部分はいくつか少なかれすべての自然法思想に当てはまる。自然法という概念はいつも実定法に対して想定されるもので、現実の国法とは別に存在する理想の法であり、国法の根拠である。

このような自然法の考え方が正しいか誤りであるかは簡単に決められない。よく批判されることだが、人間の自然状態とか社会の成員の合意による政治権力の発生とかいった想定が歴史的事実であったかどうかは疑わしい。けれども、国法の根拠をなお何らかの法に求めたことは正しかった、と私は考える。自然法の考えは少なくとも、国法や道徳を「科学的に」たとえば快樂に結びつけて功利論的に説明する仮構に比べれば余程真実に近い。

三 自然と法

さてそれではロックの自然法に含まれる難問とは何か。それはまづ自然法一般に伴う難問である。

自然法が一般に実定法と対照させて語られることはすでに述べた。しかしそのような自然法の形態は、実定法との關係をどう理解するかに応じて多様でありうるし、實際、さまざまな自然法論が提唱された。またその場合、自然法と実定法の内容的差異を大きいと見るか小さいと見るかも問題になる。たとえば現行の国法が自然法をほとんど完全に実現しているか論ずれば、ロックの場合とは逆に、自然法論は保守的思想となる。これに対して、実定法と自然法の差異を強調し、両者の共通部分を否定すれば、自然法主義は無政府主義となる。この立場は自然のままに自然法が成立しているとして、一切の実定法を否定するからである。自然法思想の捉えにくさはこの辺にある。自然法は実定法に根拠を与えるのか、それともそれを否定するのか。

実を言えば、「自然法」という名称そのものがすでに分裂を含んでいるとも見られる。自然と法とは最初から矛盾した表現ではないかとも疑われる。自然法の「法」とは法律あるいは法規という意味であって、自然科学が対象とするような法則ではないだろう。とすればその法は必ず人為法でなければならない。あるいは、もしそのような存在が考えられることだが、神によって命ぜられた掟でなければならぬ。つまり法とは、人間か神か、とにかく誰かによって意図的に置かれた掟であって、自然の状態に変更を加えるもの、ある意味では自然に反するものであるとさえ考えられる。そしてもし法が多かれ少なかれそのようなものであるとすれば、自然法という考えそのものが初めから矛盾であるようにも思われる。だが果してそうだろうか。

たしかに、自然と法を対立させる見方にも一理あると思われるし、実際にも普通に行なわれてきた。古い例を挙げれば、ギリシャのソフィストたちが屢々引合いに出したピュシス(自然)とノモス(法律や習慣)の別がこれに当る。たとえばプラトンは『ゴルギアス』において、ソクラテスの反対者カリクレスに次のように論じさせている。

「自然の本来において醜いことは損害を蒙ること、すなわち不正なことをされる方であるのに、法律習慣の上では反対に、不正を行う方であると考えられている。その原因は、法律の制定者とは自分で自分を助けることのできない弱い者ども、つまり世の大多数を占める人間たちだからである。かれらは自分たちの利益のために法律を定め賞讃や非難を行う。すなわちかれらは、自分たちより力が強くより多くの物を所有する能力のある人間たちが自分たちより多くの物を取らないように脅迫し、欲張ることは醜いこと不正なことであると主張しているのである。なぜなら、劣った人間であるかれらは他人と平等に所有することさえできれば満足だからである。しかるに自然そのものが明示するのは、優れた者が劣った者より、有能な者が無能な者より多くを所有することこそ正義であるということである。これはあらゆるところにおいて明らかで、動物の間において然り、また人間においても全体的視野から見れば、諸国家間においてまた諸民族間において、正義とは強者が弱者を支配しかつより多くを所有することであると決まっているのである。」

だが自然と法とを峻別するこのカリクレスの思想は、最初にわれわれの眼に映るほどには明白ではない。そのことは、たとえばプラトンがしたように、カリクレスの言う「強者」とは何者かを吟味してみれば判るだろう。多数者は強者ではないのか、思慮分別のある人は優れた人ではないか、従って強者ではないか、という具合に。とにかくわれわれにも見てとれるように、カリクレスは政治的闘争の世界をモデルに人間を把えたに過ぎない。弱肉強食の動物界をモデルにしたと言ってもよい。おそらくかれは単に放縦な人間だったのである。かれには法律や習慣や人間社会が邪魔だった。それにきくと、大衆を軽蔑したくもあつたのだ。ただそれだけの理由でカリクレスは、束縛のない世界を自然と名づけてこれを讚美した。そしてそこに人間を位置づけたのである。

カリクレスは法律や習慣に反抗し、これを否定して自然主義を主張した。このときかれは人間の自然的本性から法律

と習慣を排除した。そして人間は自然本性的に弱肉強食的であると見なした。しかしカリクレスのこのような人間把握には根拠が無く、しかも誤っている。カリクレスは動物をモデルに人間を把握した。たしかに人間は動物であるから、動物について語りうるかぎりのことは人間について語りうる。それは物体について語りうるすべてのことが人間について語られうるのと同断である。しかし物理学は人間の自然本性を把握しない。それと同様に、動物の行動や政治家の行動から把握されるのは人間の自然ではない。人間は現に社会を構成し、法と道徳を作り、言葉を使って生きていく。人間からこれらを切り離すとき、人間の生活はもはや人間の生活ではなくなる。カリクレスは視点の選択を誤ったと言わなければならない。われわれはむしろ人間の自然が法によって成立していることを知らなければならない。

一般に自然と法を対立させる考え方はカリクレス流の自然主義に傾くことが多い。つまり法は人為であり、従って不自然であるというわけである。このような思想の底には法や正義に対する不信がある。法律は支配者の勝手な命令か、当事者間に交される便宜的な約束ごとにすぎず、道徳は因習にすぎないではないか、という約束説がある。法や道徳は単なる約束ごとでそれ以上の根拠を持たないから、その約束が自分にとって有利である間はそれに従うのもよかろうが、事情が変れば不利不快を耐えてまでそのようなものに義理を立てる必要はない、という考えの持主はどこにでも居る。

この考えはまた、法や道徳が国により時代により種々様々であるという観察事実にもとづいて生ずる。この事実から、たとえば正義はそれぞれの地域と時代とに相対的であり、すべての社会のすべての人間に共通に妥当する正義は存在しないという相対説が導かれる。そしてそこから、それぞれの社会に相対的なものは人間の自然本性に由来するものではありえないという理由で、約束説に行き着く。

しかし現存する国法がすべて多かれ少なかれ約束にもとづいていること、時代や国々に相対的であることは認めなければならぬにしても、それは法が自然のうちに根拠を持つことを否定する理由にはならない。法と自然を、互いに他を否定するかたちで対立させる理由にはならない。人間の作る法はつねに不完全であるにしても、それが何程か人間の自然を表現していると信ずる理由はある。さもなければ人間が現に法を作り、法に従って生きていることが説明できないだろう。

自然法一般に向けられる疑惑の一つに対しては以上のように答えられる。そしてこの答えはロックの自然法のための弁護としてもそのまま妥当する。というより、類似の自然法思想にはなく、ロックにこそ当てはまる。かれの『統治論』冒頭の節から知られるように、ロックの意図は絶対主義政権を攻撃するとともに、弱肉強食的無法をも許さぬことであつた。

ロックの自然法の考え（より正確に表現すれば、国法と自然との関係についての考え）は、（一）人間の自然状態にはすでに法が存在し、（二）この自然法を基準として国法が立てられていなければならない、という主張である。人間の自然の把えかたにおいて、この思想は、これと一見類似すると見える諸思想、すなわち自然主義、無政府主義、ホッブズ流の契約説などと異なる。カリクレス流の自然主義との相違はすでに論じた。実はカリクレス自身もまた自然の法とが自然の正義という言葉をも口にはする。しかしそれが単に法の否定にすぎないことは、既述のとおりである。無政府主義者たちの想定する自然状態はロックの描くそれに近いとも言えるが、かれらのは勿論、国法を認めない自然主義である。ロックの自然法はあくまでも理想的な基準であり、国法を正しく保たしめる根拠として存在するのであって、かれは自然法そのものが現実になるとは考えない。またホッブズの自然状態について言えば、それが万人の万人に対する戦いで

ロックの自然法をめぐって

あつて、そこに法が存在しないことは周知のとおりである。ホブズも政治権力と国法の起源を人間の自然本性から説明するかぎり、自然法論者と見なされることがある。だがその説明は功利的であり、自然の中に法を見ようとしなない点
が、ロックとの重要な相違である。

要するに上述の二つの特質のゆえに、ロックの自然法はわれわれの関心をひく。この二つの点でそれは、人間の自然と倫理の関係について、また行為と言葉の関係について、われわれに重要な図式を提供してくれているように思われる。

四 倫理 不問

ところがロックのこのようなすぐれた自然法の考えは、結局のところ政治思想としてとどまり、人間の倫理に生かされるまでには至らなかった。

ロックの名著『人間知性論』に登場する「神の法」は、『統治論』の自然法に対応すると見られる点が多い。ロックは倫理学の領域に、自然法に相当するものとして神の法を置いたのである。しかしかれはその神の法の倫理的意味をほとんど全く探求しなかった。神の法こそ人間の行為の善悪の眞の基準であるべきであったのに、しかもかれ自身そう明言しながら、ロックは安易に快楽と苦痛を善悪の原理として採用してしまつた。そのことによつてかれの神の法はただの前近代的遺物へと変質してしまつたのである。つまり、倫理の領域においては、人間の自然は快楽と見なされ、神の法は（そしてすべての法は）それに対する外的強制と見なされて、自然と法が分裂したのである。

ただし、ロックの哲学が政治学にとどまり倫理学にまで至らなかったということの意味は、普通に言われるかれの哲

学の不徹底ということと同じではない。ロックの哲学が穩健とか不徹底とか評される理由はいくつも考えられるが、それが人間の自然状態の中に理性的な法の内在を認めた点もその一つである。この理性主義が、かれの進歩的な經驗論や快樂論を徹底し切れなかつた前近代的殘滓と見なされることがあるが、それは当たらない。またそのことがかれの思想を政治論にとどめ、倫理学にまで深めることを妨げたわけでもない。自然の中に法や理性が存在することを否定しさえすれば、あるいは經驗論や快樂論に徹しさえすれば、それで思想が哲学に深まるものでもないからである。国法を何らかの意味の自然法によってつねに正さなければならぬというロックの政治学は現代においても健全であつて些かの改変も要しない。この点でかれはむしろ徹底的に穩健であり、正しい。

しかしながらロックは、国法の根拠である自然法そのものについてはついに探求しようとしなかつた。人間の自然本性の中に法がどのようなかたちで存在するかといった問題に、ロックは関心がなかつた。かれの意図は、すでに述べたように、現実の国法や政權の絶対性を制限することにあつた。従つて、内容は何であれそれらとは別の法が原理的な規範として存在することを示せば事足りたのである。實際、ロックが自然法について述べるところを調べてみれば、それが結局のところもう一つの国法として想定されているにすぎないことが分る。ここでは、万人が平等であること、他人の生命、自由および財産を損傷してはならないことが、單純に、自明のことのように前提されているだけである。それがなぜ根拠であると言えるのかは少しも示されない。

国法の根拠となる自然法は、実は人間の自然としての倫理であるはづのものである。ロックは倫理学の領域に属するこのような認識を持たなかつた。かれが『人間知性論』においてこのような領域に足を踏み入れて発言するとき、かれの思想は分裂と矛盾を露呈する。

ロックの自然法をめぐって

『統治論』において統一されていた自然と法が『人間知性論』において分裂したといっても、それはロックの思想に変化が生じたというわけではない。二つの著作の執筆年代は互いに重なり合っていると見られ、出版もほとんど同時であるから、ロックの思想がこれらの著作の間で変化したとは考えられない。かれの思想の破綻は政治学と倫理学という領域の差異に関わる。

五 神の法

『人間知性論』の神の法は、いくつかの点で『統治論』の自然法に対応すると見ることができるとは。その一つはそれが行為の正しさについての唯一の真なる基準と考えられている点である。

『人間知性論』第二巻第二十八章はロックが法や道徳について論述する主要章節である。ここでかれは人間の行為の善悪の基準として、神の法、国法、世評の法という三種類の法を挙げる。このうち国法は共同体が立法者であり、世評の法つまり道徳や習慣は世間の人々が立法者であるけれども、神の法は神によって「行為の正しさについての唯一の真なる試金石」として人間に与えられたものであると言う。つまりここで神の法は、自然法と同様に、他の法の基準あるいは根拠として考えられていると見られる。

さらにまた自然法は、他方では、右の三種の法のうちの世評の法の中に生きていると解される面があるが、そのばあいでも世評の法の定める徳や悪徳の主要なもの神の法に一致するとロックは考えていて、神の法が自然の法と呼ばれている。

すなわちロックによれば、人々が自然状態を捨てて合意にもとづいて政治社会を作り上げたとき、かれらは仲間に対して私的に制裁を加える権利を一切放棄した。しかし仲間の行為に対して好悪の情を抱き、それを賞讃や非難として表現する自由は残しておいた。そのような是認と否認によって徳と悪徳が世評の法として定まったのである。

世評の法は一面では風俗習慣の法でもあるから、その土地その土地によって違うということがある。また時代によっても変化する。どこの土地でも、徳や悪徳は自然本来的に正しいあるいは邪悪な行為につけられた名称であるかのように装われており、そういう建前になっているけれども、実はそれぞれの国や社会では認めされたり排斥されたりするもの名であることは否めない。それぞれの土地の人々の気質や教育、好み、風俗習慣等が異なるに従って、ある土地で賞讃されるのが他の土地で非難される。

だがそれでは世評の法が全くまちまちであるかといえば、そんなことはない。徳や悪徳の主要なものについては、むしろその大部分がいづれの地においても同一である、とロックは言う。なぜなら、人々が、自分にとって有益であると考えることを高く評価して他人に勧め、その反対のことを非難排斥するのは自然なことである。この評価と排斥が徳と悪徳となるわけであるから、その大部分が神の法の命ずる、正邪に関する不変の掟に、すべての土地において一致することは怪しむに当たらない。というのは、神の法への服従ほど直接かつ明白に、この世における人類の普遍的善を保全しまた増進するものは無く、この法を等閑にすることはほど不幸と混乱を生むものは無いから、少しでも良識と理性を保ち、自らの利益を見失わない者であれば、評価と排斥の対象を一般的に見誤るということはあるからである。

神の法についてのロックの以上の所説から、それがすべての法の基準と考えられていること、またそれが世評の法つまり世間の道徳という日常的な、そしてその意味で自然的な法の中に少くとも部分的に表現されていることを、われわ

ロックの自然法をめぐって

れは知ることが出来る。そしてそのかぎり、神の法は自然法と一致する。

しかし、それではその神の法とは何かという点になると、ロックはほとんど何の考えも示さない。神はその善意と知恵によって人間の行為を最善のものへと導くとロックは言うが、その最善のものとは何か。またなぜそれが最善であるのか。誰にとつて最善であるのか。神の法が世評の法と一致するその部分で、世間の人々は何を最善と考えているか。「自分の利益」と「人類の普遍的善」は如何にして一致するか。こういった問題について、ロックはあまり深入りすることを好まないように見える。

神の法とは何かをめぐるといった問題は、実はすべて倫理学そのものの問題なのである。神の法が世間の道徳と一致するところをもつかぎり、それを探求することは世間の人々の考えを吟味することになるだろう。それは世間の人々がそれぞれ自分の生き方として立てている法を比較吟味することであると言ってもよい。実際、人間はだれでも、快樂主義者でさえ、自らの生き方を選んで生きているのである。

また神の法が自然の法であり、その自然が人間の自然、したがってまた人間の行為の自然でもあるかぎり、探求は人間の行為のあり方にも向けられることになるはずである。人間の行為はかれの生き方と関連しないか。人間の行為は各人が自らの生き方として選びとつて法に従つて幾通りか異つてくることはないか。人間の行為はただ一通り、すなわち快を目ざすもののみであるか。

これらの問いをすべて、ロックは省略した。そしてその代りに、世間の人々の法を顧みることなく人間の自然を無視して、すべての人間の行為は快を目ざすものであり、いかなる法も生き方も行為に外から加えられる強制であるという答えを、どこからか借りてきて用いた。そしてその当然の結果、かれの神法は自然と法とに分裂してしまつた。

惜しむらくは、ロックは一度、「神の法の定める善および悪とは行為そのものの自然において正しいおおよび間違っている行為のことである」との認識に達していた。しかしそれにもかかわらず、それを放棄したのである。

これはわれわれの倫理学のために惜しむべきことであつたと私は考える。そこでかれの神の法を言わば立てなおすと（もちろんわれわれの流儀で）がわれわれに課されていると私は思う。そしてそのためには、まずかれの神法の破綻の顛末を見とどけなければならない。

六 関係観念説

神の法の破綻は、実はそれが最初に関係観念の説の中に登場したその時から明白であつた。なぜならこの説は、行為の自然から行為の善悪およびその基準となる法を切り離すものに他ならないからである。

ロックは、行為の倫理的な意味での善および悪とは関係観念であると言ふ。関係観念とは、たとえば、「より白い」「より甘い」「等しい」「多い」といった比較の観念や、「父子」「兄弟」「従兄弟」といった相対的な観念など、要するに二つの項の間に成立する観念のことである。われわれの知性の作用は、何かある一つのことを考察するとき、その当の対象だけに向けられるわけではなく、当のものを越えた観念を伴うことがありうる。あるいは少くとも、当のものを越えて他のものとの何らかの関係を見とるといふことがある。そこに生ずるのが関係観念である、とロックは言う。そしてこの関係観念の一つに、行為の善さあるいは悪さといった倫理的観念も含まれるというのが、ロックの考えである。

すなわちかれによれば、人間の行為は一つ一つそれ自体として明確な観念となつていて、その大部分にはきちんとして

ロックの自然法をめぐって

た名が付いている。たとえば、自分の受けた親切の重みを感じ、これに報いようとする態度は「感謝」と呼ばれ、複数の妻を同時に持つ行為は「一夫多妻婚」と呼ばれる。しかるにこれらの行為それ自体と、これらの行為が倫理的に善いか悪いかということは、別のことである。それらの行為が善いか悪いか言われるためには、それらの行為のほかに何らかの規則つまり法が立てられていなければならず、その規則との一致不一致によって、はじめて行為の善悪が判定されるのである。

ロックのこの説は、一見したところ自明のこととも見える。たとえば一夫多妻は、ある国々では不法であるが、別の国では合法的とされる。これは国々に法律というものがあるからで、法が存在しなければ合法も非合法もありえない。道徳的善悪についても同じであって、道徳ないし道徳法というものが一切存在しなかつたなら、道徳的善悪は問題にならないだろう。

しかしこれはロックの説のすべてを正確に表わしていない。たしかに、法が無ければ倫理的善悪が無いというのは自明の理である。倫理とは広い意味での法だからである。行為の善悪の根拠が法にあるということは真理である。しかしロックの関係観念の説はそれではなくて、行為そのものと行為の善悪とは別であるという主張である。言いかえれば、行為そのものは倫理的には善悪無記であるという見方である。たとえば一人で多くの妻を持つという行為は、行為それ自体としては善でも悪でもないものであって、ただそれがあつた国では罪となり、他の国では許されることになるという説である。

行為の善悪はその行為を何れの法によって裁くかによって決まり、行為そのものは善でも悪でもないという関係観念説は、一種の相対説であるから、それが神の法および自然の法の考えに矛盾することは明らかであろう。

一夫多妻という例をロックが示していることから推測できるように、かれは、国法が国によって様々であつて、同一の行為が処により善とも悪ともなりうるという事態を見ていたと思われる。また、「決闘」という行為が、神の法によれば罪であるが、ある土地の風習としては勇氣の証とされ、ある国々の法律では重罪となることを、ロックは指摘する。つまり、行為の基準とされる法が多様であるという事実が、かれの關係觀念説の論拠なのである。

しかし、このような事実から行為の善悪の相対性を結論しうるためには、これらの法はすべて相対的でなければならず、多くの法のうちのどれか一つだけ、たとえば神の法だけが「行為の善悪の唯一の真なる試金石」であるということ、は、あつてはならないことになる。なぜならそのとき、ある一つの行為が行為として定まれば、その行為はその唯一の真なる法に照して善あるいは悪であると定まってしまうからである。そのとき、その行為は行為そのものの自然において善または悪となるだろう。そして、行為そのものは善悪無記であるとは言えなくなるであろう。こうしてロックの關係觀念説はかれの神の法に矛盾することになる。

だが実は、ロックは、現実の法が多様であるという事実から關係觀念説、つまり行為の善悪の相対性の説を結論すべきではなかつたのである。さまざまな国々にさまざまな法が存在することはなるほど事実である。そしてそれらの国法の一つだけが真の法で他のすべてが誤っているなどとは信じられない。むしろ現実中存在するどの法も、多かれ少なかれ正しい法であり、多かれ少なかれ誤っているのである。だがまさにその正誤を定める法を神の法として想定することは、無意味ではないだろう。そして、その神の法が現実に完全なかたちでどこかに記されているとは考えられないにしても、それがどのような形で存在するかを、われわれは探求の課題とすることがができる。

さらに、同じ一つの行為が異なる法によって善とされたり悪とされたりすることがあるのも、たしかに現実に結果す

ロックの自然法をめぐって

る事実である。しかしわれわれは自ら行為するに当って、何れかの法を選ぶことはできるだろう。世評の法を捨てて国法を守るとか、義理を破って人情に生きるとか。そのときわれわれは、その自分の生き方を、すべての法の上に立つ神の法として選んでいるのではないだろうか。関係観念説のロックは、人間の行為そのものが初めから法（すなわち倫理、あるいは生き方）によって成立していることを見ていなかったように思われる。行為の自然に法が内在していることを見ていなかったように思われる。

七 神法破綻

関係観念説は、行為の自然から行為の善悪およびその基準となる法を分離しようとする考え方である。したがってその考えはロックの、行為の自然のとらえかた、およびかれの法のとらえかたに密接に関連している。

ロックの考えは素朴である。かれの見るところでは、人間の自然な行為はすべて快を目的としている。かれによれば善とは快、または快をもたらすものに他ならないからである。自然な行為からは自然的な善悪が結果する。これに対して、倫理的善悪の基準となる法は、行為のこのような自然的なありかたに外から加えられた強制である。倫理的善悪とはつまるるところ法によって与えられる賞罰という非自然的な快苦に帰する。そしてこのような素朴な見方から、自然と法は分裂し、神の法は破綻する。

ロックによれば、およそ法というものは、神の法であれ国法であれ世評の法であれ、人間の自由な行為に加えられた規制である。したがってこれらの法には必然的に何らかの強制が加わらねばならず、それが褒賞と刑罰である。もしも

それが無ければ、つまり法に従うことによって何一つ善いことが結果せず、法を破っても何一つ悪いことが結果しなければ、誰一人法を守る者は無いだろうし、従ってそのような法を立てても意味がないことになろうからである。そして、法の存在しないところでは人々はただ行為から自然的に生ずる快苦にのみ注目して生きることになるだろう、というのがロックの考えである。

さらに、かれによれば人間の行為は三種の法との一致不一致によって倫理的に善または悪と呼ばれるが、このときの善悪とは行為に付けられた名称ではあるものの、その実質はむしろ、そのような行為に対して立法者から行為者に加えられる善いものと悪いもの、すなわち賞罰であると考えられている。そしてこのときのロックの重要な論点は、法によって与えられるこの賞罰は、行為そのものから生ずる自然的所産ないし結果とは別のものであるという点である。なぜなら、法に加える賞罰が、自然に生ずる便宜や不便に他ならないとすれば、法が無くても人々は自然にそのように行爲したろうというわけである。

さて以上の、法についてのロックの思想の中に、われわれはさまざまな形ですでに自然と法の分離が進んでいることに気付く。まづ容易に気が付くことは、かれがここで行為の自然的結果と行為の法的結果とを区別していることである。この区別はたしかにある範囲については認められそうである。たとえば国法についてであれば、その刑罰が行為の自然的結果ではなく法的結果であると認められるだろう。だが神の法についてはこの区別はどのように理解されるのだろうか。ここに問題が生ずる。

神の法がロックによって自然の法として考えられていることはすでに見た。では、神の法が定める行為の善悪とは自然的善悪ではないのか。また、それが人間たちに加える賞罰は自然的な快苦ではないのか。それは行為の自然的結果と

ロックの自然法をめぐって

しての快苦からどのように区別されるか。

ロックの言う行為の自然的結果とは、たとえば、喉が渴いた時に水を飲めば快が結果するといったことである。これは言わば自然の法則によって決まっていることであって、誰かある立法者が定めた規則とは異なる。その意味でそれは倫理的善悪と異なる、とロックは答えるかもしれない。だが神の法においては、言うまでもなく神が立法者である。神は自然法則の造り主でもあるのではないか。自然的結果から区別される神の賞罰とは何か。

神の法に対するこの疑惑は、実は、おそらくヒュームによっても抱かれたものである。ヒュームは結局、神の法を否定するに至る。そして神の法に根拠を置くロックの法の秩序を、すべて自然の秩序に還元してしまう。なぜなら、神の法が人間に加える賞罰も、国法や世評の法が加える賞罰も、すべて行為の結果としての快苦であると考えれば、それらを行為の自然的結果としての快苦から区別する理由は無くなるからである。行為の法的结果は個人の行為の直接の結果ではなく、他人から、あるいは社会から加えられるものであるにしても、それは自然の結果からの区別にはならない。そのようなことなら、自然の動物の世界においても観察されるからである。ヒュームの結論は、ロックの思想の一つの必然的徹底化であった。

もともと、穩健なロック自身は、神の法の賞罰について行為の自然的結果とは違う何かを考えていた痕跡が無いわけではない。それはかれが、神の法の賞罰が来世に関わるとか、全能者の手づから下される幸福と悲惨であるとか述べる言葉の端に感じられるようにも思われる。しかしそれも、当時の進歩的な人々から単なる前近代的な信仰の残滓としか受け取られない程度のものでしかなかった。

後継者ヒュームが身をもって示したように、ロックの一つの正体は自然主義であった。ロックの誤謬の根はかれが行

為の自然、つまり行為のありかたの探求を疎かにしたことにある。

かれは人間の行為の目的をただしく善としてとらえたが、その善をただちに快と考えてしまった。つまり人間は自然的には快を求めるものであると考えてしまったのである。そのためにかれは倫理的善を自然的善から切り離さなければならなくなった。なぜなら、倫理的善は快ではない、少くとも快だけではないからである。これがロックの関係観念説である。すなわち、このようにしてかれは、行為そのものから倫理的善悪を、行為の自然から法を切り離したのである。

しかし、もしかれが人間の行為のありかたに少しでも関心を持ったならば、人間の行為が決して快を求めるもののみではないことを発見しただろう。そしてむしろ人間はそれぞれ自分の生き方を選びとっていて、それに即して行為しようとしていることを知っただろう。ひとりひとりの生き方はかれの選びとっている法であり、かれの倫理である。そのかたちはほとんど無数であろう。しかし、いづれの生き方に従っているにせよ、ひとりひとりの人間の自然本来の行為は、むしろその始めからかれ自身の法に従おうとしてなされる行為であり、その意味で倫理的行為なのである。

八 律法主義

ロックの神の法ないし自然法の思想が、結局自然と法とに分裂することによって破綻した、その過程を見とどけることが本稿の課題であった。それを分裂させたのは、行為そのものと倫理的善悪を分離した、かれの関係観念説である。前節では、ロックのこの説が結局ヒュームの快樂主義的な自然主義に途を開いた経過を見た。それは行為の自然のありかたをとらえるに当ってそこから法を払拭しようとした結果であった。本節では、関係観念説という同じ根から、今度

は法をとらえるに当ってそこから自然を排除するという仕方、律法主義的反自然主義とも言いうる枝葉が同じロックのうちに延びていることを見ておきたい。

ここでいう律法主義とは、法なり道徳なりをたとえば神から命ぜられた律法あるいは道徳律という絶対的価値と見なし、その根拠を自然の中に探求することを拒否する態度のことである。自然と法を分離して自然を快と見るとき、法はそれへの強制として苦となる。ここに快樂主義と対になって生じるのが禁欲主義ないし律法主義である。だからある意味で律法主義は快樂主義の裏返しなのである。なお、それらの共通の根である自然と法の二元論は、ザインとゾルレンの別、事実と価値の分離といったかたちをとることもある。

ロックの神の法はかれの快樂主義によって破綻したが、裏返して言えばそれはかれの律法主義による破綻でもあった。しかもその根は同じくかれの関係観念説にある。

前節で見たところから知られることだが、法についてのロックの考え方の一つの特徴は、かれが法そのものの善さについて無関心であることである。かれの法は被支配者に対して立法者の意志と力から課せられる強制であるから、その強制された法そのものが善法であれ悪法であれ、賞罰は加えられる。その賞罰が行為の法的結果としての善と悪である。この構造はロックの考える三つの法の何れについても同じであり、この賞罰以外に倫理的善悪は無い。かれはそれその法の内容の倫理的善さとか悪さというものを、少くとも関係観念説に立つかぎり、考えていない。

というのは、ロックのこのような法についての見方は、かれの関係観念説から必然的に導かれるからである。ある法が善法か悪法かは、その法が善い行為を命じているか悪い行為を命じているかによる。だがこのときの行為の善さ悪さは、その当の法自身が決めることではなくて、何か別のもっと基本的な法、たとえば自然法によって定められていなく

てはならない。だが、もしそのように、ある法の善さ悪さが自然法との一致不一致によって定められるとすれば、それはとりも直さず、行為そのものが自然によって倫理的善悪をもつことを認めることになつてしまふだらう。だがこれはかれの關係觀念説に反する。こうして、關係觀念説に従うかぎり、法そのものの善さ悪さは論じられないことになる。各々の法をこのように絶対的、独立的、恣意的と見、倫理的善悪をこれらの法に應じて相對的、約束的ではないと見る律法主義が、ロック本来の、自然の法としての神の法という思想に矛盾することは言うまでもない。神の法とは他の多くの法すべてにとつての試金石たるべきものであり、また神の法自身が「神の善意と知恵」に基くこと、つまりその善さが、何らかの仕方で証^{あかし}されるはずだからである。

その証の仕方をロック自身は何と考へていたか、『人間知性論』の叙述からは明確でない。それをかれは、「自然の光によつてか、啓示の光によつてか」と述べもし、また他方では神法の根拠を「至高なる見えざる立法者の意志」と呼んで信仰に身を委ねるかに見える。しかしいづれにせよ、ロック自身の關係觀念説と律法主義はこの神の法の自然法としての意味を奪い去つたのである。律法主義はすべての法を無根拠化するとともに、それぞれを絶対化し、神の法をも他の法と同列にしてしまふからである。

ところでもしロックが、行為の善さの根拠を（一見そう見えるように）本来に法に置いていたならば、そして關係觀念説と律法主義に走ることがなかったならば、かれの神の法は不滅であつたらう。なぜなら、行為の善さの根拠を法に置き、それを法との一致に求めることは、行為そのものの倫理的善悪を否定する關係觀念説と同じでなく、また法そのものの善さの根拠を自然の中に求めることを否定する律法主義とも同じではないからである。このあたりの事情は、法というものの本質に関わることであるから、もう一度ロックの法思想をふり返つておく必要がある。

ロックの自然法をめぐって

ロックが行為そのものとその倫理的善悪とを分離した結果、自然と法が分裂し、神法が破綻した次第は前節に見た。そこでは行為そのものとその倫理的善悪の分離は、行為の自然的結果と法的結果との分離というかたちをとっていた。しかし、よく見ると、それと同時に、行為そのものの善さと行為の結果の善さとの分離が起っていることに気付く。

ロックが示した行為の倫理的善悪は、実は行為そのものが法に一致するか否かではなく、その行為が結果として褒賞を与えられるか刑罰を加えられるかに根拠を持つ。勿論ロックは、行為の法との一致不一致によってその行為が善または悪と名付けられると言うけれども、それは名称にすぎず、実質はその結果にある。そのことはかれの言う善悪が快苦に他ならないこととも一致する。したがってここでは、行為が法に適しているというだけでは、未だその行為は本當の意味では善いと言われず、賞罰という結果を身に受けたとき初めて善か悪かが実現するのである。そしてこの意味でも、行為そのものは善でも悪でもないというのが、かれの関係観念説なのである。ここではもはや、行為の倫理的善悪は適法性であるとは言い難い。

だが真実のところ、行為の倫理的な善さは倫理に、法的な善さは法に根拠があるのでないだろうか。たしかに行為の善さ悪さはその結果とも関係するけれども、それがすべてではない。たとえば勇敢な行為は、倫理に適っているという理由のみによって賞讃に値するとわれわれは考えている。そしてそれこそ、行為そのものの善さではないか。

ただし、これが行為そのものの善さであるためには、その適法性は単なる適法性であってはならない。ある行為が法に適っていることによって、しかもそのことのみによって実質的に善いと言えるためには、法そのものがその行為に何らかの善さを現に与えていなければならない。たとえば、音楽はリズムに合うときに美しく響くが、法はそのリズムのように、行為に善さを与える。しかしそのためには、ちょうど、美しい音楽を作り出すリズムそのものが正確で

美しくなくてはならないように、さらに法そのものが自然に適った善い法でなければならぬのである。

行為の適法性のみを問ひ、法そのものの善さを自然の中に探求しないのは律法主義である。この立場はしばしば、快樂主義に対抗して、反自然主義として現われる。たしかに、快樂主義やカリクレス流の自然主義は誤謬である。しかし、自然と法は秩序を異にするとか事実から価値は導き出せないとかいった形の反自然主義に陥ることは、同じく誤謬である。なぜならそのような二分法こそ、自然主義と律法主義の共通の根だからである。

また、徒らに律法主義に立て籠もることが倫理学を放棄することになるのは言うまでもない。それは法みづからの根拠を放棄することであるから、反対の立場からの自然主義的ないし哲学的議論に対しては、却つて無防備となる。この間の事情は、ロックの律法主義からヒュームの快樂主義が帰結した歴史的論理的事実が示している。律法主義は善の根拠を問わないから、快樂主義と矛盾しないのである。

九 倫 理

ロックの神の法および自然の法はこうして崩壊した。それはかれがこの法そのものを探求しなかったためである。言いかえれば、かれが政治思想家にとどまり、人間の倫理に関わろうとしなかったからである。そのことは、かれが法というものを、国法つまり法律をモデルにして考え、人間の行為や倫理に思い及んでいない点にも現われている。

たとえばかれの關係觀念説は、人間の行為を、そのものとしては善でも悪でもなく、ただ自然的な結果をもたらすのみであると考へるが、これはわれわれが法律に対して持つ態度に等しい。われわれの行為はわれわれの生活の中にあ

るが、その生活は法律と関係のないところで営まれているのがむしろ普通である。勿論法律に支えられてはいるけれども、法律に触れるとか刑罰を加えられるとかはむしろ稀であって、まさに常軌を逸した場合に限られる。極めて一部の人が時に法を犯し、裁かれ、刑罰を受ける。しかし普通の人間は、たいていは普通の生活を送っている。つまり、法律的には善いとも悪いとも言われない行為から成る生活を送っている。

また、ロックの結果主義、つまり行為の善悪を、法との一致不一致としてよりはそこからの結果である賞罰として把握する態度も、法律がモデルになっている。なぜなら、法律は必ず刑罰を伴うし、もし違法行為をしても処罰されないことになれば違法と断ずる意味がなくなるといふのは、まさに法律の場合のことだからである。ロックは世評の法つまり道徳についても、同じモデルを用い、世間から尊敬されたり嫌われたり爪弾きされたりといった社会的制裁をその本質と見ている。

しかし法律は人間生活のすべてではない。したがって、行為の善悪についてのこのようなモデルは、人間生活のすべてにわたる倫理の地平には通用しない。法律に抵触しない普通の生活の中にも、善いあるいは悪い生き方というものは存在する。この生き方の善さあるいは悪さが倫理の問題にはかならない。

倫理的善とは、さし当って言うならば、われわれひとりひとりが自分の生活を、善いと考えて選びとっているその善さのことであり、倫理的悪とはその反対のものである。われわれのうちのある者は、そのような生活が楽しいから善いと思ひ、ある者は世の人々のためになるから善いと思ひ、そしてまた他の者は人々が羨む生活や地位が善いと考え、そしてその考えに従って行為する。ここで考えられている、生き方や行為の善さや悪さが、倫理的善悪にはかならない。そこでは人々は、自分が善くも悪くもない生活を送っているとは考えない。少くとも、そのような生活を送ろうとは

していない。また一つ一つの行為にしても、それが何の善さも悪さもたず、何の役にも立たないと考えて行為して行くわけではない。つまり、この意味で、人々にとって、行為は善悪無記ではない。

そのことは、人が誰でも自尊心を持っていうことから明らかである。ひとは別に自分をひとかどの人物と考えていなくても、他人から馬鹿にされれば腹を立てるといふことがある。また毎朝隣人と交す挨拶がすでに自他を尊重しようという心の現われであろう。否むしろ、人が生きているといふそのことが自尊心の証拠である。なぜなら自尊心とは自分が何らかの善さをもっているといふ考えであり、それは、自分が生きていることに何がしかの意味があるといふ考えだからである。生きるということとは行為することに他ならない。人々は自らの行為を何がしか善いものと考えているのである。

さらに、このような生き方が問題になるところでは、行為の結果ではなくて行為そのものに善さあるいは悪さがあると考えられている。なぜなら、ひとは自らの望む生き方にそうよに行為するが、その行為がその生き方に合致したものであればそれは善くなされたのであり、その生き方に背くものであれば悪くなされたか、かれは考えるであろうからである。たとえば、美しい作品を作ること生き甲斐としている職人は、金銭のために心に染まぬ仕事をするを喜ばないだろう。(あるいはまた、これとは正反対の職人も居るだろう。)ここでは、行為が生き方に一致していることが肝要なのである。

人の生き方をいま法と呼ぶならば、人はそれぞれ自らの法のために生きていると言うことができる。法が善であり、法に適った行為が善い行為である。人々はかれ自身の法を制約とは考えないし、また法に適うこと以外に結果を求めない。この意味での法すなわち倫理と、法律との違いはその辺にある。

ロックの自然法をめぐって

ロックはかれの自然の法を人間の生き方のうちに探求すべきであった。人々の生き方を問うことなしに、人間はすべて快樂を求めて生きていると考えるのは独断である。ロックは人間の自然を見誤ったのである。

人間の自然とは人間の生き方の自然であり、行為の自然である。それは人間が現にどのような行為しているかという人間の行為の事実である。ロックは、人間が快樂を求めて行為しているということが人間の行為の事実であると考えた。かれはおそらくこの考えを、かれ自身の行為や人々の行為を觀察して得た、と思っていたのであろう。しかしそれはかれの思いがいでである。なぜなら、行為の目的は觀察などされるものではなく、当人に聞いてみるしかないものだからである。人間の行為の目的が快樂ばかりでないことは、実際に聞いてみるまでもなく分ることではあろう。けれどもロックは、ソクラテスがその勞を厭わなかつたように、実際に人々に聞いてみればよかつたのである。

行為者が考えていることと行為の事実とは同じではない、という反論がここで提出されるだろうか。たしかに、考えているだけでは行為にならない。また、自分がしていると思うことと実際にやっていることが違っていること（たとえばお茶をテーブルの上に注ぐとき）も、あることはある。しかし、考えのない行為、目的のない行為は存在するだろうか。目的や考えを抜きにした行為の事実とは何であろうか。そのようなものは存在しない。それではむしろ、行為とは自然的なものではない、と言うべきだろうか。そして、人間は自然に対立すると言うべきだろうか。ある意味ではそう言えるだろう。しかし、むしろ、人間や行為はその自然本性のうちに目的とか考えとかを具えていると考えるべきではないか。つまり人間や行為の自然は、ひとりひとりという法を具え、それによって成り立っているのである。さてそれでは、そのひとりひとりの生き方のどれもが、そのまま自然法なのであろうか。ただちにそうとは考えられない。人々の生き方は様々であつて、そのすべてが善い生き方であるとは考えられないからである。つまり、善法もあ

れば悪法もある。また、なかには互いに否定的な関係に立つものもあるだろう。それらのうちのどれが悪法でありどれが善法であるかを定める基準となる自然法、あるいは神の法は、どこに求められるか。

それはやはり、人々が自分の生き方と考えているそのひとりひとりの法の中に、と言うほかはない。人々の生き方よりももっと自然な法というものは存在しない。また、人々の生き方の基準として、何か法を欠いた自然といったものを考えることもできない。ここでは、法そのものの善さは法自身の中で証^{あかし}されるよりほかはない。

ひとりひとりの人間の生き方が善い生き方であるか悪い生き方であるかを、かれの生き方の中で、すなわちかれが善いと考えている法の中で吟味する手だてを、われわれは持っている。なぜなら法とは言葉だからである。人の生き方はすでに初めから言葉として在るか、あるいは言葉になりうるものであるから、われわれはその筋道や網目を吟味することができる。

自然法あるいは神の法、すなわち倫理とは、実はわれわれの所有する言葉であり、その用法なのである。人は言葉によって行爲する。ある人は「快」を求め、他の人は「名誉」を求め、また別の人はこれらとは別の仕方で生きようことを求める。それは人々がさまざまのものを「善」と考えているということにほかならない。そのうちのある者は言葉の用法を誤り、ある者は正しく用いている。その正誤の基準は、これらの言葉の用法の論理一貫性である。たとえば、善とは快楽のことであると考える人が、しかし善くない快楽も存在すると考えるならば、かれの論理は一貫していないことになる。

このようにして吟味されるべき言葉の範囲は、しかしながら、普通に倫理と呼ばれている領域を必然的に越える。なぜなら、ここではわれわれは、人間の生活と生き方の善さに関わるすべての言葉を問題にせざるをえず、これは各自の

所有するほとんどすべての言葉の用法を吟味することになるからである。たとえば、勇気を持って生きることが善いことであると知っていても、自分がいまこれから為^なそうとしていることが勇気ある行為であるかどうかを知るためには、それ以外の知を必要とするだろう。またたとえば、政治の生活と哲学の生活とはどちらがより善い生活であり、選択するべき生き方であるかといった問題は、政治と哲学がそれぞれ何であるかを知らずには解くことができないだろう。他人を非難したり賞讃したりする場合にも、それは同じである。

こうしてわれわれの求める倫理は、法や道徳の領域はもとより、われわれの所有するすべての言葉の正しい用法であることになる。その意味では、われわれの生き方が基準とすべき法は、たしかに全自然の法と呼ばれるにふさわしい。それを求めて日々に新しい法を作ってゆくことが、ロックの後を継ぐべきわれわれの仕事であると思われる。